

熊本県公報

第 1 1 7 2 5 号
平成 20 年 7 月 30 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧…………… (団体支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)…………… (") 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の変更…………… (障害者支援総室) 2
- "…………… (") 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨…………… (交通・くらし安全課) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (") 3

公 告

- 橋梁の撤去に伴い発生した鋼材の処分 (売却) に係る一般競争入札… (道路整備課) 3

登 載 依 頼

- 平成 20 年度第 2 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (私学文書課) 4
- 文化財の解除…………… (教育庁文化課) 5

告 示

熊本県告示第 693 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令 (昭和 27 年政令第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
川口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市川口町 1194 番地 1 藤森 隆美
熊本市川口町 2577 番地 山野 眸
熊本市川口町 1796 番地 橋本 德行
- 3 法第 113 条第 1 項の届出をする漁業協同組合
川口漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 20 年 7 月 30 日から平成 20 年 8 月 13 日まで
- 5 縦覧場所
川口漁業協同組合

熊本県告示第 694 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所みのり 八代市郡築四番町 40 番地 8	株式会社みのり	平成 20 年 7 月 21 日

熊本県告示第 695 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス

事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所のみり 八代市郡築四番町 40 番地 8	株式会社のみり	平成 20 年 7 月 21 日

熊本県告示第 696 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人横田会 医療法人横田会グループホーム事業所 共同生活援助	事業所の所在地	鹿本郡植木町 鑑田 1037 番地	鹿本郡植木町 鑑田 1031 番地 2	平成 20 年 5 月 20 日

熊本県告示第 697 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人横田会 Works みらい 就労継続支援 B 型	事業所の所在地	鹿本郡植木町 鑑田 1037 番地	鹿本郡植木町 鑑田 1031 番地 2	平成 20 年 5 月 20 日

熊本県告示第 698 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 7 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小池竜田線	熊本市桜木五丁目 308 番 3 地先から 同市桜木六丁目 495 番 3 地先まで	前	6.4 ～ 35.0	428.6	旧道移管
			後	15.3 ～ 26.3	379.9	

益城菊陽線	熊本市小山六丁目 3387 番地先から 同所 3419 番地先まで	前	5.0 ～ 22.0	387.4	単道改
		後	10.0 ～ 23.0		

2 区域を変更する期日 平成20年7月30日

熊本県告示第699号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成20年7月23日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	題名	推奨理由
推奨映画	崖の上のポニョ（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第700号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成20年7月23日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	題名	指定理由
有害指定映画	喪服の未亡人 ほしいの…（新東宝） 居酒屋の女房 酔いどれ巨乳（オーピー） 派遣の人妻秘書 やりっぱなし（新日本） 見てはいけない母の痴態（新東宝） 人妻の衝動 不倫のあとさき（オーピー） 熟妻の性 蠢く不倫痴態（新日本） どいつもこいつも みんな好きもの（新東宝） 絶頂スクープ 生だしレポート（オーピー） 義母の寝物語 近親相感（新日本） 個人レッスン もんでもみまくる（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第533号

県有財産を次のとおり売却する。

平成20年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
上益城郡甲佐町大字西寒野512番地3地先
（一般国道443号日和瀬橋横（緑川左岸））
旧日和瀬橋撤去に伴う発生鋼材 78.0トン
- 2 入札期日
平成20年9月1日（月）午後1時30分
- 3 入札場所
上益城郡山都町下馬尾265番地 熊本県上益城地域振興局土木部 大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小

切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。

- 5 開札期日
入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 20 年 8 月 22 日（金）午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 上益城郡山都町下馬尾 265 番地 熊本県上益城地域振興局土木部土木総務課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人を入札に参加させる場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 20 年 9 月 8 日（月）
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する
(3) 鋼材の搬出期限 契約書により指定する
(4) 物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、契約金額の変更について契約を行うものとする。
(5) 契約締結場所 上益城郡山都町下馬尾 265 番地 熊本県上益城地域振興局土木部土木総務課
(6) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ入札するものとする。
(7) 問い合わせ先
熊本県上益城地域振興局土木部土木総務課（電話 0967-72-1101 内線 50）

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第 2 号

平成 20 年度第 2 回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成 20 年 8 月 6 日（水）
午後 1 時 30 分から（2 時間程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階「審議会室」
- 3 議題
・平成 19 年度業務実績評価（案）等
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県総務部私学文書課（電話 096-333-2062）

熊本県教育委員会告示第 3 号

熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の熊本県指定史跡の指定を平成 20 年 3 月 28 日付けで解除したので、同条例第 36 条第 3 項で準用する同条例第 5 条第 7 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

名称	佐敷城跡
種別	史跡
所在地	熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字中丁 49 番 1 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字中丁 49 番 2 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字中丁 50 番 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字上町 187 番 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 194 番 1 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 194 番 2 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 194 番 3 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 195 番 2 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 196 番 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 199 番 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 200 番 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 201 番 1 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 345 番 1 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 345 番 2 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 345 番 3 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 345 番 8 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 358 番 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1716 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1717-1 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1717-3 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1717-4 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1727-1 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1729-1 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1729-3 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1731-1 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1731-2 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字杉村 1731-3

